

平成 18 年 10 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
六本木ヒルズ森タワー  
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

代表者名

執行役員 鈴木 雅之  
(コード番号：8981)

問合せ先

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社  
取締役・管理本部長 鈴木 博之  
TEL. 03-6439-0333

### 役員会の開催に関する業務改善命令について

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、関東財務局長より、投資信託及び投資法人に関する法律第214条第1項に基づく業務改善命令を受けました。本件に関しましては、関係各方面の皆様にご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容は、下記の通りでございます。今回の処分の原因となる事実は、全て本投資法人上場日（平成18年2月15日）前に発生したものであり、既に一定の改善措置を講じてはおりますが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、この様な不祥事の再発防止及び法令遵守態勢のさらなる充実・強化を図るため、下記の改善事項に取り組んでまいり所存でございます。

### 記

#### 1. 業務改善命令の内容

役員会の開催にかかる法令違反行為が発生したことに鑑み、以下の措置をとり、その状況を平成 18 年 11 月 20 日（月）までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

#### 2. 処分の理由

本投資法人の役員会について、平成 17 年 9 月から同 18 年 6 月までの間に開催したとする 15 回のうち 2 回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員 3 名の招集事実がなく、役員会構成員が、本投資法人の資産の運用を受託するジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社から、事前に複数回にわたり説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行っていた。

また、その他 3 回の役員会<sup>1</sup>については、実際に役員会が開催された日の翌日以降に開催が行われたものとして議事録を作成・保存していた。

<sup>1</sup> 審議された主な議案は執行役員の変更のための投資主総会招集の件、本投資法人の管理運営規程の一部修正、株式会社ホテルマネージメントジャパンとの定期建物賃貸借契約の一部変更です。今回の処分は、これら 3 回の役員会について、いずれも条件付決議として役員会が実際に開催された日をもって議事録を作成すべきところ、誤って、後日の当該条件成就日をもって議事録を作成してしまったことによるものです。なお、すべての議案について条件成就し承認可決されております。

本投資法人が行っていた持ち廻り方式による役員会は、いずれも平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」といいます。）第 108 条において準用する商法第 260 条ノ 2 第 1 項に違反するものと認められる。

その結果、上記違反により決議要件を充足していないため、本投資法人が行った行為のうち、投資主総会を招集した行為については法第 97 条第 2 項第 2 号に、一般事務を委託する契約を締結した行為については法第 97 条第 2 項第 3 号に、資産運用委託契約を締結した行為については法第 97 条第 2 項第 7 号に、執行役員及び監督役員の報酬の決定については法第 98 条（第 104 条において準用する場合を含む。）に、それぞれ違反するものと認められる。

また、役員会議事録の不実記載については、法第 108 条において準用する商法第 260 条ノ 4 第 2 項に違反するものと認められる。

### 3. 今後の対応

本投資法人では、今回の改善命令を極めて重く受け止め、指摘を受けた改善点について、今後、次のような観点から対応方針、具体策を策定し、1ヶ月以内に業務の改善計画を提出致します。また、既に講じられ実施されている改善措置については、今後も継続してその徹底を図ってまいります。

#### (1) 再発防止策

今回の事態の発生を踏まえ、役員会に係る内部統制システムとして、本投資法人役員会における招集、議事録作成、押印手続等一連の業務基準書（業務フローチャート）を本投資法人、本投資法人の投資信託委託業者並びに機関運営事務委託先の関係当事者間で制定し、既に実施しております。

今回の改善命令を厳粛に受け止め、当該業務フローチャートに沿った運用の徹底をはかってまいります。

#### (2) 法令遵守態勢について

監督役員の本投資法人業務への関与度を一層高め、併せて法令遵守意識の徹底を図るとともに、監督役員主導によるコンプライアンス態勢の強化について、検討・実施します。

#### (3) 責任の所在の明確化

役員全員が今回の法令違反の責任を十分認識すると共に、本件について責任の所在を明確化するための対応を検討してまいります。

本投資法人では以上の取り組みを含め、再発防止への取り組みを徹底して行い、投資主の皆様をはじめとする関係者の期待に応えるよう邁進してまいります。

以上

\*本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.com>